

令和6年度 神戸市都市計画マスタープラン等改定に向けた検討業務 実施要領

1 案件名称

令和6年度 神戸市都市計画マスタープラン等改定に向けた検討業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸市では、めざす都市空間や、その実現に向けた都市計画の取り組みの方向性を明らかにし、協働と参画により、神戸の都市づくりを総合的・戦略的に推進するため、平成23年3月に神戸市都市計画マスタープラン（以下「現マスタープラン」という。）を策定している。

本業務は、現マスタープランが令和7年度に目標年次を迎えることから、新たな神戸市都市計画マスタープラン（以下「新計画」という。）の作成にあたって必要な調査・分析・検討を行うとともに、関連する計画（以下「関連計画」という。）についても同時期に目標年次を迎えることから、計画の集約や記載内容の改定を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約上限額

金 13,000,000 円（税込）

(4) 契約期間

契約締結日の翌日～令和7年3月31日（月曜）

(5) 履行場所

神戸市都市局都市計画課

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

神戸市は、本業務に必要な資料等を受託者に貸与し、受託者は、本業務完了後速やかに貸与品を返却するものとする。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の

排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和6・7年度神戸市入札参加資格（工事請負・物品等）を有すること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 技術者要件

次に掲げる技術者を配置すること。

ア 管理技術者及び主任技術者

① 管理技術者及び担当技術者の資格

管理技術者及び担当技術者は本業務等の履行に当たり、次のいずれかの資格を満たすものとする。

- ・技術士（建設部門（都市及び地方計画）又は総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画））の資格を有すること。
- ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有すること。
- ・認定都市プランナー（総合計画、土地利用計画）の資格を有すること。

② 管理技術者及び担当技術者に必要とされる業務の実績

過去10年以内（2014年4月以降に完了したもの）に同種業務の実績を有すること。

イ 照査技術者

照査技術者は本業務等の履行に当たり、次のいずれかの資格を満たすものとする。

- ・技術士（建設部門（都市及び地方計画）又は総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画））の資格を有すること。
- ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有すること。
- ・認定都市プランナー（総合計画、土地利用計画）の資格を有すること。

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年4月22日（月曜） |
| (2) 質問受付締切 | 令和6年5月10日（金曜）17時30分まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年5月15日（水曜） |
| (4) 参加表明関係書類の提出期限 | 令和6年5月20日（月曜）17時30分まで |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和6年6月6日（木曜）17時30分まで |
| (6) 選定委員会 | 令和6年6月12日（水曜）（予定） |
| (7) 選定結果通知 | 令和6年6月中旬（予定） |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和6年6月下旬（予定） |
| (9) 事業完了 | 令和7年3月31日（月曜） |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

- | | |
|--------|--|
| ア 受付期間 | 令和6年4月22日（月曜）から令和6年5月10日（金曜）
17時30分まで |
| イ 提出書類 | 別紙「【様式2】質問票」に記載し、Eメール等により提出すること。 |

- ウ 質問に対する回答 令和6年5月15日(水曜)
※Eメールにより回答予定
- (2) 参加表明手続き
- ア 受付期間 令和6年4月22日(月曜)から令和6年5月20日(月曜)
17時30分まで
- イ 提出書類 別紙「【様式1-1】又は【様式1-2】参加表明兼資格
確認書」に記載し、Eメール等により提出すること
- ウ 提出場所 都市局都市計画課
- (3) 企画提案書の提出
- ア 提出書類 企画提案書として以下の書類を提出すること
- ① 提案書表紙【様式3】
 - ② 業務の実績【様式4】
 - ③ 技術者の経歴等【様式5】
 - ④ 業務の実施体制【様式6】
 - ⑤ 業務の実施方針及び実施工程【様式7】
 - ⑥ 企画提案内容【様式8】
 - ・サイズはA3 2枚又はA4 4枚を上限とする(片面印刷)
 - ・文字サイズは10ポイント以上
 - ・本業務では、都市計画マスタープランの改定の検討に資する迅速かつ有意な成果物を示していただくことが期待される。そこで、企画提案書の作成に当たっては、下記の考えについて示すこと。
 - (1) 新計画における将来像の検討や課題設定にあたっての条件整理・分析の手法について
 - (2) 神戸市に必要な新たな観点とその観点の設定の考え方について
 - ⑦ 受付期間 令和6年6月6日(木曜)17時30分まで
 - ⑧ 提出部数 8部(正本1部・正本の写し7部)
 - ⑨ 提出場所 都市局都市計画課

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 業務実施体制【10点】

- ・本業務を確実に遂行するために、管理責任者及び担当者が十分に配置されているか。

イ 業務受託実績【5点】

- ・本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。

ウ 業務目的および業務内容の理解度【10点】

- ・神戸市の特性や特徴を把握しているか。(5)
- ・神戸市における関連計画の内容を十分理解できているか。(5)

エ 工程の計画性、実施手順の妥当性【10点】

- ・各工程について実現可能なスケジュールとなっているか。(5)
- ・各工程における作業内容は明確か。(5)

オ 企画提案内容【55点】

- ・全国的な都市計画の動向や関連する法令等を理解し、神戸市の状況を客観的に理解できているか。(15)
- ・新計画における将来像の検討やそれに係る課題の設定にあたり、必要なデータや情報の収集、分析手法が具体的かつ適切に提案されているか。(15)
- ・人口減少社会において持続可能で魅力的な都市であり続けるために神戸市に必要な新たな観点を提示したうえで、その観点の設定の根拠が具体的かつ適切に提案されているか。(15)

- ・企画提案書に記載する業務の進め方や提案内容が簡潔で分かりやすく、一貫性があり、説得力のある提案となっているか。(10)

カ 地域性【10点】

- ・提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか。(本店10点、支店5点)

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、「令和6年度 神戸市都市計画マスタープラン等改定に向けた検討業務委託選定委員会」が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行い、各委員の点数の平均点が最も高い応募者を、委託候補者とする。

ウ プレゼンテーション

① 令和6年6月12日(水曜)(予定)

② 三宮国際ビル 会議室(予定)

(神戸市中央区浜辺通2-1-30)

※場所及び時刻等詳細は別途通知。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、当該応募者のうち、最も見積金額が低いものを委託候補者とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

神戸市都市局都市計画課

住所：〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル6階

電話：078-595-6703 FAX:078-595-6802

E-mail: tokei_keikaku@office.city.kobe.lg.jp